

変更届に係る添付書類一覧

No	変更があった事項	添付書類	備考
1	事業所（施設）の名称	運営規程	変更があった事項の「運営規程」にも○を付けること。
2	事業所（施設）の所在地	・ 移転先の平面図 ・ 移転先の内観及び外観の写真 ・ 賃貸借契約書（賃貸の場合） ・ 運営規程	・ 通所介護等の面積要件のあるサービスについては、移転前に図面協議が必要。 ・ 平面図には、事務室や相談室等の区画を記載すること。 ・ 事務室等必要な設備の写真及び看板等事業所の表示があることがわかる写真を提出すること。 ・ 移転の伴い電話番号等（No. 22）の変更がある場合は、変更届にその旨も記載すること。 ・ 変更があった事項の「運営規程」にも○を付けること ※移転により指定権者が異なる場合は、廃止及び新規指定の手続きが必要
3	申請者の名称 ※申請者＝法人	登記事項証明書（原本）	・ 法人単位での届出が可能。 ※その際は、併せて届け出る事業所の一覧も添付すること。 ※事業所一覧には、事業所番号・事業所名・サービス種類を必ず記載すること。
4	法人等の種類	登記事項証明書（原本）	・ 法人単位での届出が可能。 ※その際は、併せて届け出る事業所の一覧も添付すること。 ※事業所一覧には、事業所番号・事業所名・サービス種類を必ず記載すること。
5	代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	・ 登記事項証明書（原本） ・ 誓約書（標準様式6） ・ 暴力団排除に係る誓約書	・ 法人単位での届出が可能。 ※その際は、併せて届け出る事業所の一覧も添付すること。 ※事業所一覧には、事業所番号・事業所名・サービス種類を必ず記載すること。
6	登記事項証明書・条例等	登記事項証明書（原本）	・ 法人単位での届出が可能。 ※その際は、併せて届け出る事業所の一覧も添付すること。 ※事業所一覧には、事業所番号・事業所名・サービス種類を必ず記載すること。
7	共生型サービスの該当有無	付表	※併せて、同一ホームページ内の「5. 加算の届出（体制届）」についても届け出ること。
8	事業所（施設）の建物の構造及び専用区画等	平面図	・ 通所介護等の面積要件のあるサービスについては、移転前に図面協議が必要。 ・ 平面図には、事務室や相談室等の区画を記載すること。 ※介護老人保健施設又は介護医療院の場合は、 事前に、開設許可事項変更申請 が必要。
9	備品 ※（介護予防）訪問入浴介護のみ	設備・備品一覧表（標準様式3）	
10	利用者の推定数	付表	
11	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所	・ 勤務形態一覧表 ・ 誓約書（標準様式6） ・ 暴力団排除に係る誓約書 ・ 資格証又は研修修了証の写し（★）	（★）管理者に資格要件がある場合や、資格要件のある職種と兼務する場合に提出すること。 ※介護老人保健施設又は介護医療院の場合は、 事前に、管理者承認申請 が必要。 ※管理者承認後、みなし指定の通所リハビリ・短期入所療養介護に係る変更届を提出すること。
12	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・ 勤務形態一覧表 ・ 資格証の写し	※変更届の「変更の内容」に、サービス提供責任者の氏名、住所及び生年月日を記載すること。
13	運営規程	運営規程	※介護老人保健施設又は介護医療院において、以下を変更する場合は、 事前に、開設許可事項変更申請 が必要。 変更事項：従業者の職種、員数及び職務内容
14	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	協力医療機関等との契約書の写し	※介護老人保健施設又は介護医療院の場合は、 事前に、開設許可事項変更申請 が必要。
15	事業所の種別	変更したことがわかる書類	
16	提供する居宅療養管理指導の種類	付表	
17	事業実施形態	変更したことがわかる書類	
18	利用者、入所者又は入院患者の定員	・ 運営規程 ・ 勤務形態一覧表 ・ 平面図	※定員を増やす場合は事前相談（電話相談可）が必要です。 ※場合によっては、現地での面積測定が必要となる可能性があります。 ※介護老人保健施設又は介護医療院の場合は、 事前に、開設許可事項変更申請 が必要。
19	福祉用具の保管・消毒方法	保管・消毒方法がわかる書類	※委託している場合は、委託契約書の写しも併せて提出すること。
20	併設施設の状態等	併設施設の状態等がわかる書類	
21	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・ 勤務形態一覧表 ・ 介護支援専門員一覧（標準様式7） ・ 資格証の写し	※（看護）小規模多機能型居宅介護の場合は、計画作成担当者研修の修了証も提出すること。
22	事業所又は法人のTEL・FAX番号及びメールアドレス	—	